

学校保存版

平成23年度

山口県PTA連合会安全互助会  
細則および事故処理の手引き

連絡、照会、書類の提出先

753-0072

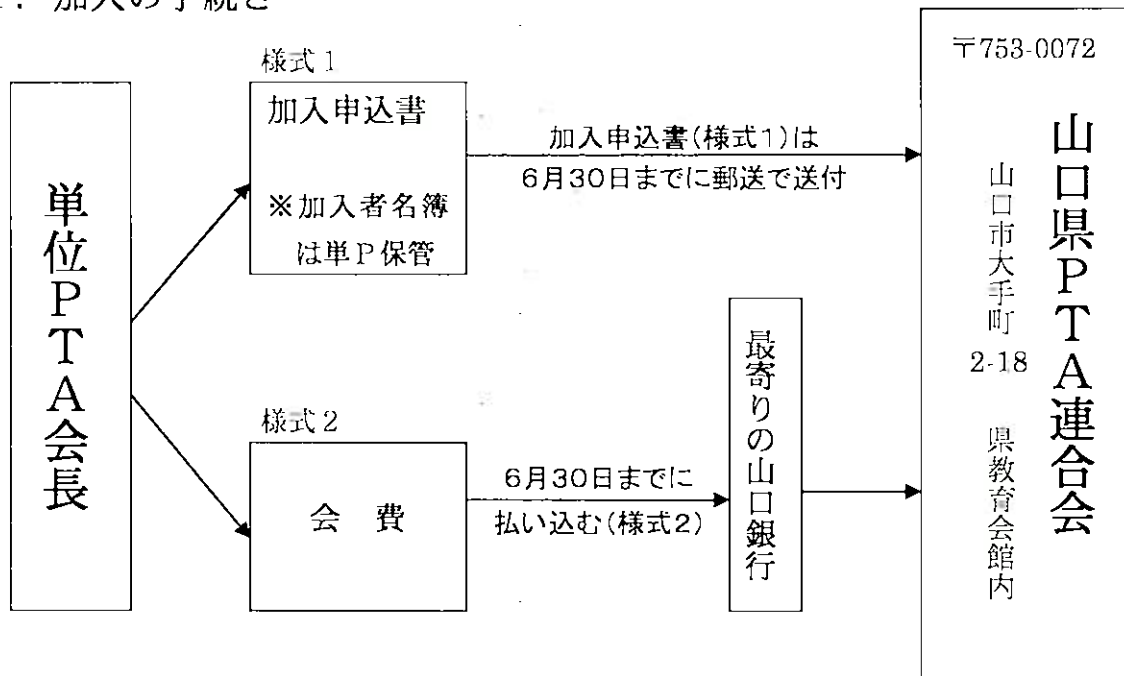
山口市大手町 2-18 県教育会館内

山口県PTA連合会

TEL 083-925-6778

FAX 083-925-3815

## 1. 加入の手続き



※ 加入手続きは6月30日が締切日となっていますので、  
ご留意の上遅れないようお願いいたします。

## 2. 会費

小中別 1世帯 120円 (団体傷害保険料:80円 賠償責任保険料 10円 運営事務費 30円)  
教職員 1人 120円 (団体傷害保険料:80円 賠償責任保険料 10円 運営事務費 30円)

※ 加入者名簿 送付不要 (単Pで保管して下さい)

## 3. 補償期間

毎年4月1日から翌年4月1日までの1年間

## 4. 補償の対象となる人 (被保険者)

- ① 従来から対象となっていた方
  - ☆ 保護者会員 ☆ 教職員 ☆ 児童・生徒
- ② 拡大された補償対象者の方
  - ☆ 保護者会員の同居の親族  
(兄弟・祖父母など)
  - ☆ ボランティア活動に参加される方  
(単位PTAに事前登録されている方)  
(例) 登下校時の「見守り隊」の方  
ボランティア指導員 など

## 5. 事故が発生した際の手続き

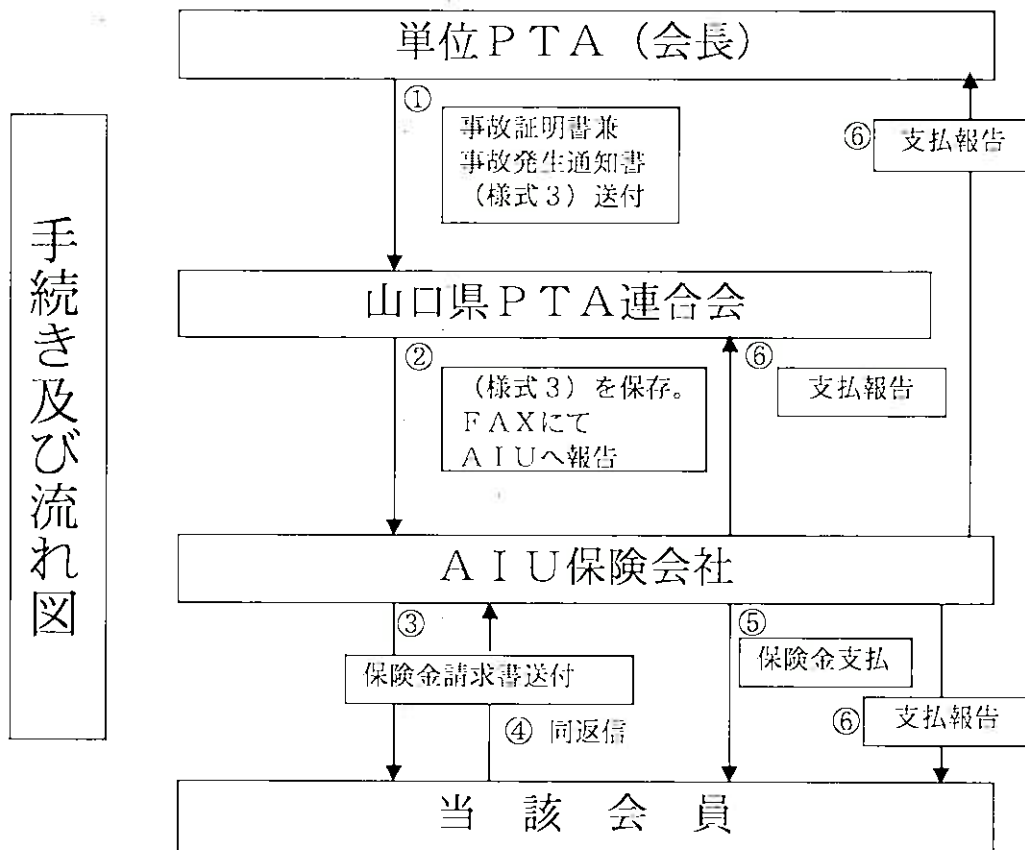
1. ① 単位PTA（会長）より山口県PTA連合会へ事故証明書兼事故発生通知書（様式3）を送付
2. ② 山口県PTA連合会より引受保険会社（AIU保険会社）へFAXにより通知  
・様式3をAIU保険会社へFAX（原本は本会にて保存）
3. AIU保険会社における手順

### 傷害事故の場合

- ③ 被災者へ保険金請求書送付
- ④ 同請求書返送受領
- ⑤ 保険金支払い
- ⑥ 支払い報告書送付
  - ① 被災者及び単位PTA
  - ② 山口県PTA連合会

### 賠償事故の場合

- ③ 単位PTA又は加害当該会員に保険金請求書送付
- ④ 同請求書返送受領
- 被害者と調整・合意、合意書取付け
- ⑤ 保険金支払い  
支払い指図書にもとづき送金
- ⑥ 支払い報告書送付
  - ① 被害者
  - ② 単位PTA又は加害当該会員
  - ③ 山口県PTA連合会



※ 請求者について

- ・ 傷害事故の場合は、ケガをした本人（又は代理人）が保険金請求手続きをとり、保険金は本人への支払いとなります。
- ・ 賠償事故の場合は、単位PTA又は加害当該会員に保険金請求手続きを依頼し、AIU保険会社が被害者と合意取付け後、保険金支払い指図書指定の口座への送金となります。

## 6. 保険金額と給付日数

	種類	見舞金額	日数および要件
傷害	通院	1日 2,000円	事故の日からその日を含めて180日以内の90日が限度
	入院	1日 3,000円	事故の日からその日を含めて180日以内が限度
	手術	30,000円～ 120,000円	入院保険金日額に所定の手術の種類に応じて定めた倍率（10倍、20倍、40倍）を乗じた金額
	後遺障害	75,000円～ 2,500,000円	事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害になられた時、障害の程度に応じて死亡保険金額の3%～100%
	死亡	2,500,000円	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した時
	固定具使用		骨折等による固定具（ギブス等）を使用の場合、入・通院と重複しない日数を給付、通院保険金と同額（事故の日からその日を含めて90日が限度）
賠償	賠償 (身体)	1回の事故につき1名につき5,000万円 1事故3億円を限度としてお支払いします。(自己負担額1,000円)	
	賠償 (財物)	1回の事故につき1,000万円を限度としてお支払いします。保険期間中を通じて1,000万円を限度とします。(自己負担額1,000円)	
	賠償 (保管物)	1回の事故につき1名につき10万円 保険期間中の限度額を500万円としてお支払いします。(自己負担額5,000円)	

## 7. 保険金の給付

- ① 傷害保険金請求書兼医療照会同意書（様式3）提出後、原則として2週間以内に請求者が指定する口座へ保険会社より直接振込む。
- ② 損害賠償保険金については、被害者との合意成立後、請求者が指定する口座へ保険会社より直接振込む。

## 8. 給付を受けることのできる人

### 1. 傷害事故の場合

- ① 安全互助会に加入している単位PTAの保護者会員・教職員・児童生徒及び会員の同居の親族が、PTA活動中に事故にあった場合対象となります。（傷害補償は往復途上も含む。）
- ② ボランティアとしてPTA活動に参加されている方。（PTAに事前登録されている方）

### 2. 賠償責任の場合

PTA管理下において発生した事故によりPTAが被る身体・財物・保管物への賠償責任。

## 9. 給付できない例

- (ア) 故意に起こした事故
- (イ) 自殺、犯罪行為による傷害
- (ウ) 疾病、脳疾患による傷害
- (エ) 地震、津波等による傷害
- (オ) 児童生徒の学校管理下における傷害
- (カ) 乳幼児が自分で起こした傷害

## 質問にお答えします。

問1 互助会の保障が保険会社に委託されたと聞きましたが、これは何故でしょうか。

金融庁は根拠法のない共済制度や互助会制度を平成20年3月末日までに小額短期保険会社として登録認可を得るか、保険に出すこと以外は禁止する事を通知しました。当互助会では種々検討した結果、最も安心な保険制度の導入を行うこととし、複数社から提案を求めていましたが最も有利な補償内容を提案したAII保険会社の案を採用しています。

問2 補償の対象となる人は？

従来の対象者に加えて、会員の同居の親族とボランティア活動として参加される方（但し、単位PTAに事前に登録されている方）が補償の対象となります。例えば、PTA活動に会員が同伴した幼児や祖父母等また、児童の登下校時の「見守り隊」や、ボランティア指導員の方も補償の対象となります。これにより、PTA活動に参加されるほとんどすべての方が補償の対象となりますので安全・安心です。

問3 「見守り隊」の方の事前登録はどのようにすればいいのですか。

単位PTAに「見守り隊」登録の方々の名簿を保管しておいて下さい。事故発生時はその名簿のコピーを提出していただければ結構です。

問4 先生は加入しなくても良いのでしょうか。

PTAは保護者と教師の会ですから、当然会員は加入します。

又、PTA行事には教職員の方々が積極的に参加して居られることと思いますので、全教職員の加入をお願いいたします。

問5 加入申込後の転入・転出の扱いはどのようにすれば良いのでしょうか。

安全互助会は単位PTAの全世帯がまとまって加入するのを原則としています。この場合、事務の簡素化を図るため手続きは必要ありません。従って、会費の追徴徴収、払い戻しはいたしません。（転入された方が事故に遭われ

た場合は、当然補償いたします。）

問6 傷害事故の場合、PTA行事に参加するための往復途上の事故を含むとは、どの範囲まで良いのでしょうか。

自宅と会場の通常の経路の往復中に起こった事故が補償の対象となります。（合理的経路及び方法での往復途上に限る。）

問7 学校とPTA行事の関係について説明してください。

学校行事と、PTA行事は違いますし、補償の対象はPTA活動中ですから、学校行事における事故は対象になりません。

しかし、学校行事でも、子どもの健全育成のためにPTAも積極的に参加することを決めた運動会、学習発表会、授業参観、教育懇談会などに参加したときの事故は当然対象となります。

この場合も、なるべく共催にして学校長とPTA会長の連名で案内状を出すなどの方法をとっておきたいものです。また、入学式や卒業式のように共催にできない場合もありますが、これらにも、問9の他の機関からの出席要請として対処したらよいでしょう。

問8 PTA主催でない行事にも、PTAとして参加する場合は保険金の対象となりますか。

他の機関や、団体の行事に参加して給付の対象になる場合を考えてみましょう。

- (1) 市町村や教育委員会等からPTA会長、または、PTAから代表3名出席してほしいなどの要請を受ける場合がよくあります。これは、PTA行事でなくても「PTAを代表しての参加」になりますから当然該当します。
- (2) PTA会長という役職があるために、他の機関や団体の役職を受ける場合があります。この場合もPTAを代表して参加しているので該当します。
- (3) 体育協会や、自治会、青年団、女性団体などが企画したスポーツ大会やレクリエーション等に、そのPTAの意志により参加した場合の事故も該当します。

例えば、お母さんでつくった9名のバレーチームの場合、それがPTAの意志で編成され、PTA会長の承認があるものは該当しますが、同好の人が自由意志で編成したチー

ムは、たとえ安全互助会員であっても該当しないのでご注意ください。(あくまでもPTAとしての意志が前提です。)

問9 はり、灸、マッサージ師の施術を受けた期間は保険金支払いの対象となりますか。

入院および通院保険金支払いの条件である「医師の治療」でいう医師とは、医療法にいう医師をさしますが、脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合には、柔道整復師も特に医師と同様に取扱うこともあります。(ただし、日常生活に支障がある期間のみ支払う)はり、灸、マッサージ師等の施術を受けた場合は保険金支払いの対象とはなりません。

問10 他の保険や保険金制度との関係について説明してください。

傷害事故の場合は、他の保険や見舞金制度に関係なく保険金を支払います。

なお、PTA安全互助会制度は治療費を支払うのではありませんので、治療は社会保険等で受けて下さい。

問11 傷害保険金について説明して下さい。

(1) 死亡について

事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された時は、250万円を支払います。

(2) 後遺障害について

事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害(身体の一部を失い、又は、その機能に重大な障害を永久に残した状態をいう)が、生じた時に後遺障害の程度に応じて、死亡保険金額の3%~100%を支払います。

(3) 傷害について

- ・入院1日当たり3,000円を支払います。
- ・通院1日当たり2,000円を支払います。

入院の場合は、事故の日からその日を含めて180日

以内を限度とします。

通院の場合、事故の日からその日を含めて180日以内の90日をもって限度とします。

H22年度より細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も補償の対象になりました。

問12 手術保険金について説明して下さい。

入院保険金が支払われる場合で、事故の日からその日を含めて180日以内に、そのケガの治療のために所定の手術を受けられたとき。

[入院保険金額]×[手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)]

問13 賠償保険金はどんな時に支払われるのでしょうか。

偶然な事故又は過失によって第三者に対する法律上の賠償責任を負担した場合に支払われます。

具体的には、PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、①他人にケガを負わしてしまった場合 ②他人の財物を壊してしまった場合 ③PTAが使用管理する第三者から借用した用具等をPTA行事に参加中の補償対象となる方が損壊・紛失もしくは盗取された場合

PTAが法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

(例)

- (1) PTA主催のハイキングで危険なコースを選んだため尾根から生徒が転落して死亡した。
- (2) 見守り隊のボランティアが無理な道路横断を指示したため、子どもが交通事故にあいケガをした。
- (3) PTA主催のサッカー大会でシュートした球が外へ飛び出し、駐車中の車のボンネットをへこましてしまった。
- (4) 学校から借りていたテントの張り方が悪く、物があたってはすみで倒壊し、支柱が折れてしまった。

# 安全互助会細則

## 第1条 事業

山口県のPTA活動が円滑に運営され、健全に発展するために次の事業を行う。

- (1) 保険会社と連携した傷害事故補償並びにPTAの賠償責任補償制度の企画および管理運営業務
- (2) 事故の防止と会員の安全意識並びに相互扶助による連帯意識の高揚を図るための諸施策
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事業

## 第2条 加入資格

本会の会員は山口県PTA連合会に所属するPTAの会員とし、単位PTA毎に全会員がまとまって加入するものとする。

## 第3条 会費

本会の会費は小中別1世帯につき120円とし、単位PTA毎にとりまとめ6月30日までに本会に納入する。

## 第4条 経費

本会の経費は、会費に含まれる運営事務費と保険会社から戻入される集金事務費をもってこれに当てる。

## 第5条 本制度の対象とするPTA行事の種類

本制度は日本国内におけるPTA行事並びに学校との共催中に参加している間に生じた事故を対象とする。

## 第6条 保険金の種類

本会が給付する保険金は次の2種類とする。

- (1) PTA団体傷害保険による給付金
- (2) PTA賠償責任保険による補償金（身体障害・財物損壊・保管物）

## 第7条 補償対象者

PTA会員（保護者会員、教職員、児童生徒）・PTA会員の同居の親族・PTAに事前登録した会員の代理としてPTA行事に参加される方。

## 第8条 保険金額

PTA団体傷害保険金、PTA賠償責任保険補償金限度額は別表に定める。

## 第9条 保険金の給付

PTA団体傷害保険金、PTA賠償責任保険補償金の給付については、本制度の委託先である引受保険会社の約款、取扱規定等に準じて給付される。

## 第10条 保険金の請求

1. PTA団体傷害保険金を請求しようとする者は、次の書類を添え本会へ請求するものとする。

- (1) 本会の定める傷害保険金請求書兼医療照会同意書
- (2) 死亡保険金請求の場合は、死亡診断書又は死体検案書
- (3) 死亡保険金請求の場合は、戸籍謄本
- (4) 後遺障害保険金を請求する場合は、後遺障害の程度を証明する医師の診断書
- (5) その他、保険会社所定の書類

2. P T A管理者賠償責任保険補償金を受けようとする者は、次の書類を添え  
本会へ請求するものとする。

- (1) 本会の定める事故証明書兼事故発生通知書
- (2) 示談書その他これに代るべき書類
- (3) 損害を証明する書類
- (4) その他、保険会社所定の書類

#### 第 11 条 賠償責任補償金額の決定

損害額、補償額の確定は引き受け保険会社と協議のうえ決定し、保険会社より支払いを行う。

#### 第 12 条 附 則

本細則は昭和 62 年 4 月 1 日より実施する。

一部改定 平成 5 年 4 月 1 日より実施する。

一部改定 平成 7 年 4 月 1 日より実施する。

一部改定 平成 18 年 4 月 1 日より実施する。

一部改定 平成 19 年 4 月 1 日より実施する。

一部改定 平成 20 年 4 月 1 日より実施する。

一部改定 平成 21 年 4 月 1 日より実施する。

一部改定 平成 22 年 4 月 1 日より実施する。

一部改定 平成 23 年 4 月 1 日より実施する。

別表

保険金額と給付日数

	種類	見舞金額	日数および要件
傷害	通院	1日 2,000円	事故の日からその日を含めて180日以内の90日間が限度
	入院	1日 3,000円	事故の日からその日を含めて180日以内が限度
	手術	30,000円～ 120,000円	入院保険金日額に所定の手術の種類に応じて定めた倍率（10倍、20倍、40倍）を乗じた金額
	後遺障害	75,000円～ 2,500,000円	事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害になられた時、障害の程度に応じて死亡保険金額の3%～100%
	死亡	2,500,000円	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した時
	固定具使用	骨折等による固定具（ギブス等）を使用の場合、入・通院と重複しない日数を給付、通院保険金と同額（90日が限度）	
賠償	賠償 （身体）	1回の事故につき1名につき5,000万円 1事故3億円を限度としてお支払いします。（自己負担額1,000円）	
	賠償 （財物）	1回の事故につき1,000万円を限度としてお支払いします。保険期間中を通じて1,000万円を限度とします。（自己負担額1,000円）	
	賠償 （保管物）	1回の事故につき1名につき10万円 保険期間中の限度額を500万円としてお支払いします。（自己負担額5,000円）	